

入 札 説 明 書

令和 8 年 7 月 17 日付入札公告した件については、次のとおりとする。

- 1 調達 の 件 名
島根県警察機動隊庁舎の電気の供給
- 2 調達 内 容
別添仕様書による
- 3 契約 期 間
自 令和 8 年 10 月 1 日 0 時 00 分
至 令和 9 年 9 月 30 日 24 時 00 分
- 4 需要 場 所
島根県松江市平成町 1751-26 島根県警察機動隊
- 5 契約 方 法
会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 3 第 1 項により一般競争入札とする。再度入札は 2 回までとし、再度入札を行っても落札者がいないときは、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 99 条の 2 により随意契約とする。
- 6 契約書作成の要否
契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- 7 競争参加者の資格
 - (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 警察庁から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
 - (4) 令和 07. 08. 09 年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の製造」又は「物品の販売」の A、B、C 又は D の等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者であること。
 - (5) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていること。
 - (6) 予算決算及び会計令第 73 条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める入札参加資格者として、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組、地域における再エネの創出・利用の取組に関し、入札説明書別紙「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」に掲げる条件を満たすこと。
 - (7) 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
 - (8) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、支出負担行為担当官の競争参加資格の承認を受けた者であること。
- 8 入札の場所等
 - (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒690-8510 島根県松江市殿町 8 番地 1
島根県警察本部警務部会計課用度係
電話 0852-26-0110（内線 2241～2243） FAX 0852-28-7111
 - (2) 郵便による入札書の提出期限
郵便により入札書を提出する者は、書留郵便で二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」の旨朱書き、中封筒に入札件名を記載して、支出負担行為担当官あてに親展により郵送するものとする。この場合、令和 8 年 8 月 24 日（月）午後 5 時までに警務部会計課用度係が受け付けたもののみとする。
なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
 - (3) 入札及び開札の日時、場所等

- ア 入札書の受領期限 令和8年8月24日（月） 午後5時
イ 入札書の提出場所 島根県警察本部警務部会計課用度係
ウ 開札日時 令和8年8月25日（火） 午前10時00分
エ 開札場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階 聴聞室

(4) 入札説明会
行わない。

9 入札の方法等

(1) 入札の方法

ア 入札者は、入札公告及びこの入札説明書並びに契約条項を熟読の上、入札しなければならない。この場合において、入札説明書等に疑義があるときは、職員に説明を求めることができる。

ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。

イ 入札者は、封印した所定の入札書（別紙様式）に総価内訳計算書（別紙様式）を添えて提出すること。この場合において、入札書を入れた封筒に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「入札書在中」と朱書しなければならない。

ウ 入札書に記載する入札金額は、島根県警察本部が提示する予定契約電力量及び予定使用電力量に下記単価に従って計算した額（以下「総価」という。）を記載すること。

また、入札書に記載する単価区分内訳は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を記載すること。（小数点以下を含むことができる。）

なお、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、総価は見積もった金額の110分の100に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を、単価は見積もった金額の100分の110に相当する金額をそれぞれ記載すること。

※ 入札金額の算定にあたっては、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

エ 落札者の決定に当たっては入札書に記載された総価の最低入札価格をもって行い、契約価格は入札書に記載された単価で行う。

オ 入札者は、その入札書の書き換え、引換え又は撤回をすることができない。

カ 入札者は、入札時刻後においては、入札会場に入場することができない。

キ 入札者は、入札の場所に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類又は身分証明書を提示しなければならない。

ク 入札者は、入札担当者がやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札の場所を退場することができない。

ケ 開札の結果、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、当該入札の終了後直ちに再度の入札を行う。

コ 入札者は、入札書へ押印する印鑑を持参しなければならない。

サ 入札者は、当該物件の納入に係る一切の諸経費を含めて入札金額を見積もること。

(2) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加者の住所及び名称又は商号、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の場合は署名を含む。）をしておくとともに、入札時まで委任状を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本件にかかる入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(3) 入札保証金

全額免除する。

(4) 再度入札

ア 開札の結果、落札者がいない場合は直ちに再度入札を行う。再度入札は2回まで行うものとする。

ただし、郵便入札による入札を行った者がある場合において、直ちに再度入札を行うことができないときは、契約担当官等が指定する日時において、再度入札を行う。

イ 入札者のうち、再度入札に参加しない者は、開札の場所を退場しなければならない。

(5) 入札辞退

支出負担行為担当官の承認を受けた後、入札を辞退する場合は次によることとする。

ア 入札執行前にあつては、入札辞退書を持参又は郵送等により提出するものとする。

イ 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を提出するものとする。

(6) 落札者の決定方法

本説明書に示した調達物品を納入できると支出負担行為担当官が判断した入札者であつて、予算決算及び会計令第79条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 入札の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、当該入札を取り止め、又は入札期日を延期することがある。

(8) 入札の無効

次の入札は無効とする。

ア 入札に関する条件に違反したとき

イ 入札に際して連合その他の不正の行為があつたとき

ウ 総価内訳計算書を提出しなかったとき

エ 入札書の金額と総価内訳計算書のアmountに誤りがあるとき

オ 総価内訳計算書の計算に誤りがあるとき

カ 端数処理が誤っているとき

(9) 落札の通知

落札者が決定したときは、直ちにその旨を当該落札者に通知する。

10 入札に当たり提出する書類

この入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を、令和8年8月3日（月）正午までに8の(1)の場所まで提出しなければならない。

なお、入札者は、入札日時までの間において、当該書類に関し説明及び補正を求められた場合は、それに応ずる義務を負うものとする。また、説明等の義務を履行しない者の入札書は、落札決定の対象としない。

(1) 入札参加申込書

(2) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

(3) 法務局に登録する役員の氏名、性別、生年月日、住所を記載した役員等名簿（以下「役員等名簿」という。）

(4) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業者の登録を受けていることを証明する書類の写し

(5) 二酸化炭素排出係数等適合証明書

(6) 仕様書に定めた再生可能エネルギー比率（40%以上）を示した再生可能エネルギー電源の割当計画書又は誓約書（任意様式）

(7) 委任状（代理人が入札する場合）

(8) 委任状（権限を支店長、営業所長等に委任する場合）

11 契約

(1) 契約条項

別添「契約書」（案）のとおりとする。

(2) 前金払

なし

(3) 契約書の作成

ア 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書2通に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

イ 前記アの場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

ウ 前記イの場合において支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(4) 契約保証金

全額免除する。

(5) 契約の手續に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(6) 支払条件

履行検査に合格し、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に届出の日本銀行指定金融機関へ振り込む。

12 質疑

(1) 入札説明に対する質疑

入札説明書、添付資料及び仕様書について質疑がある場合は、質疑票により令和8年7月27日（月）正午までに提出すること。

(2) 提出先

8の(1)に同じ

(3) 提出方法

郵送又はファクシミリにより提出すること。（ただし、ファクシミリの場合は回線・機器等の障害、保守作業等による停止によって、上記期限までに提出先に到達しない可能性があるため注意すること。）

13 入札説明書添付資料

(1) 仕様書

(2) 契約書（案）

(3) 入札参加申込書

(4) 役員等名簿

(5) 二酸化炭素排出係数等適合証明書

(6) 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

(7) 委任状（代理人が入札する場合）

(8) 委任状（権限を支店長、営業所長等に委任する場合）

(9) 入札書

(10) 総価内訳計算書

(11) 質疑票

(12) 暴力団排除に関する誓約事項

(13) 入札辞退届

14 暴力団排除に関する誓約

当該業務の入札については、暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上参加すること。

また、虚偽の誓約若しくは誓約に反することとなったときは、当該者の入札を無効とする。

15 人権尊重の取組

入札参加者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。